

幼保一体給付(仮称)について 参考資料

平成22年12月6日
第6回 基本制度ワーキングチーム
参考資料

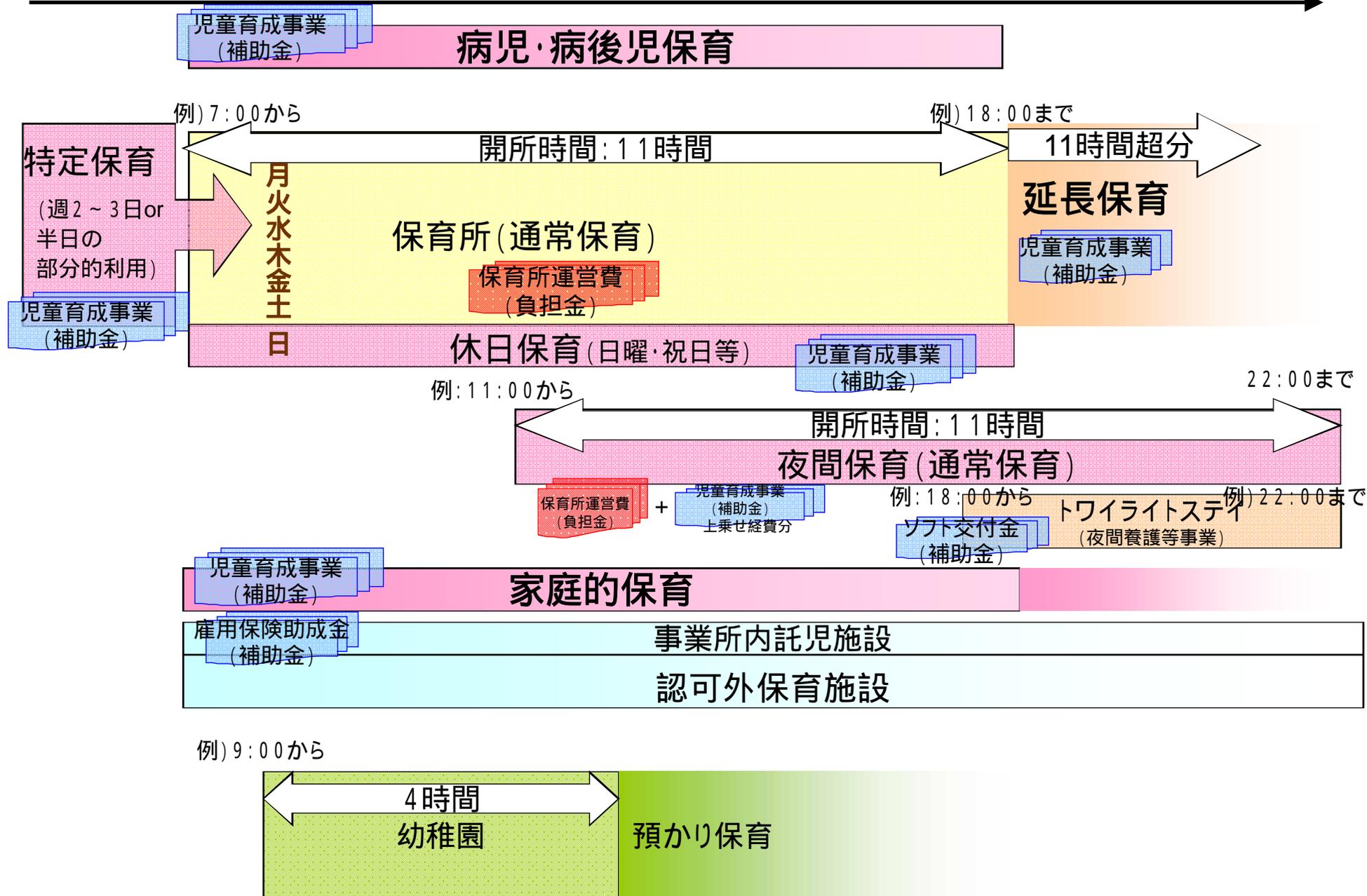
目次

| | | | | | |
|---------------------------|-----|------|--------------------------|-----|------|
| 保育サービスの全体像 | ・・・ | 2 p | 認可外保育施設の利用者の選択 | | |
| 多様な保育の取組の現状 | ・・・ | 3 p | の現状 | ・・・ | 25 p |
| 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス | ・・・ | 4 p | 認可外保育施設の認可保育所への移行 | | |
| 希望・移行上の問題点 | ・・・ | 4 p | 希望・移行上の問題点 | ・・・ | 27 p |
| 保育所(認可保育所) | ・・・ | 5 p | 3歳未満児における保育所・認可外保育施設 | | |
| 保育所待機児童の解消について | ・・・ | 8 p | 利用率【都道府県別】 | ・・・ | 29 p |
| 保育所利用状況等について | ・・・ | 9 p | 人口減少地域に関連する保育制度の概要 | ・・・ | 30 p |
| 家庭的保育事業 | ・・・ | 10 p | 過疎地域を含む市町村における認可保育所 | | |
| 家庭的保育事業の体系 | ・・・ | 12 p | の現状(定員・在所児数規模別の分布) | ・・・ | 32 p |
| 認可外保育施設に関連する現行制度 | ・・・ | 13 p | へき地保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布) | ・・・ | 33 p |
| 事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要 | ・・・ | 16 p | 過疎地域における幼児教育経験者比率 | ・・・ | 34 p |
| 病院内保育所事業に対する支援 | ・・・ | 17 p | 自治体の単独保育施設の概要について | ・・・ | 35 p |
| 介護関連施設等における施設内保育施設の整備について | ・・・ | 18 p | 保育所の分園方式 | ・・・ | 37 p |
| 事業所内保育施設・院内保育所の事業の状況 | ・・・ | 19 p | 特定保育事業 | ・・・ | 38 p |
| 認可外保育施設数・利用児童数の推移 | ・・・ | 20 p | 「幼稚園」に通園している子の母の就業状況 | ・・・ | 40 p |
| 認可外保育施設の規模 | ・・・ | 21 p | 休日・夜間保育事業 | ・・・ | 41 p |
| 認可外保育施設の年齢別入所児童数 | ・・・ | 22 p | 夜間保育所の概要 | ・・・ | 43 p |
| 認可外保育施設の設置主体 | ・・・ | 22 p | 延長保育事業 | ・・・ | 44 p |
| 認可外保育施設の開所時間 | ・・・ | 23 p | 病児・病後児保育 | ・・・ | 46 p |
| 認可外保育施設の利用料 | ・・・ | 24 p | ファミリー・サポート・センター事業 | ・・・ | 49 p |
| | | | 現行の保育所運営費の用途範囲 | ・・・ | 51 p |

保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜) →

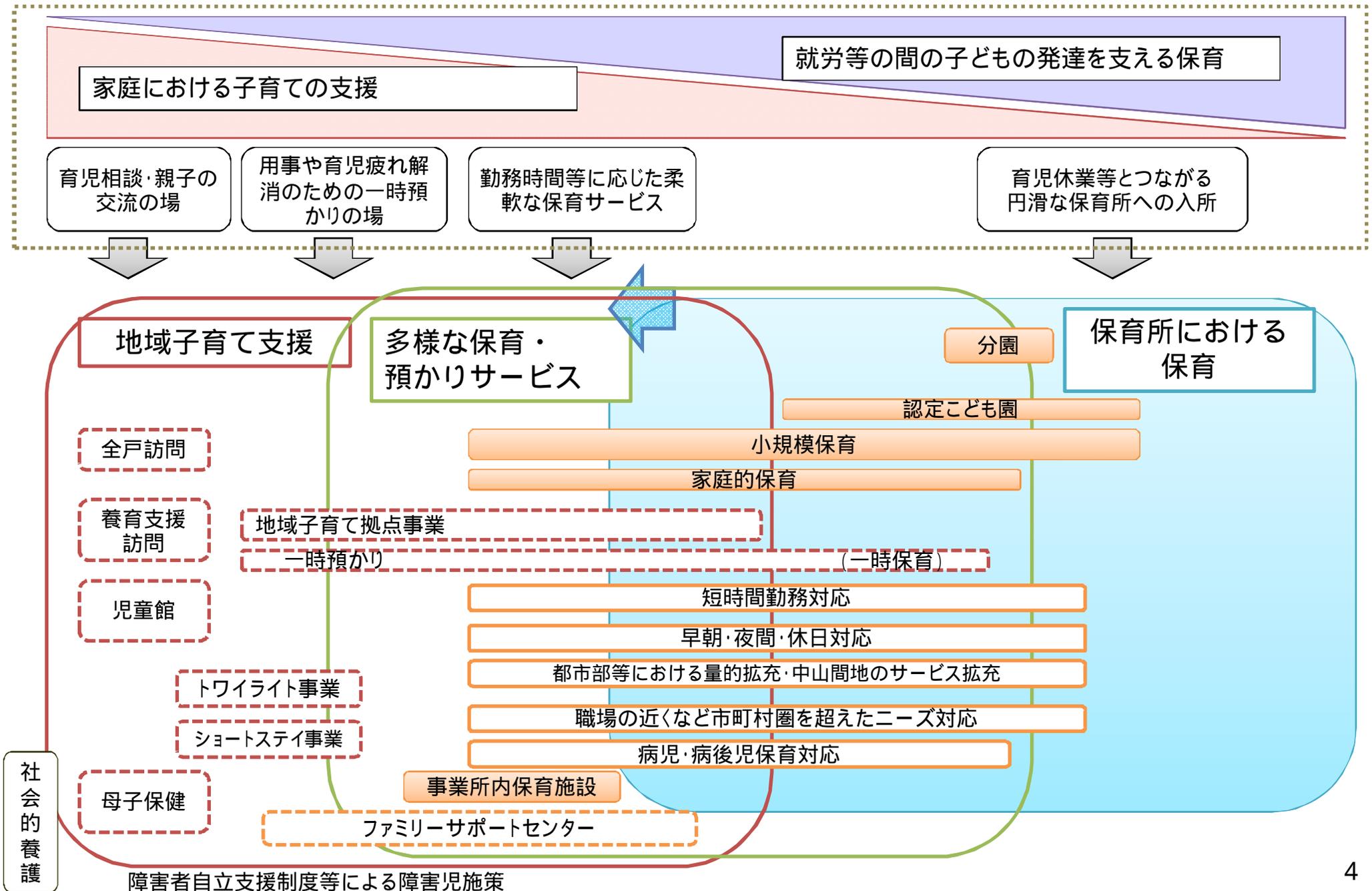


多様な保育の取組の現状

| 《事業名》 | 《事業内容》 | 《実績》 | 《地域における箇所数》 |
|------------|---|---|---|
| 認可保育所 | 日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日) | 保育所数:23,068箇所 利用児童数:208万人 (平成22年4月1日現在) | 1小学校区当たり1.04か所 |
| 延長保育事業 | 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業 | 15,901箇所 (平成21年度交付決定ベース) | 認可保育所の69.4% |
| 休日保育事業 | 日曜・祝日等の保育を行う事業 (年間を通じて開所する保育所が実施) | 978箇所 (平成21年度交付決定ベース) | 認可保育所の4.3% 1市区町村当たり0.54か所 |
| 夜間保育事業 | 22時頃までの夜間保育を行う事業 (開所時間は概ね11時間) | 77か所 (平成21年度交付決定ベース) | 認可保育所の0.34% 1市区町村当たり0.04か所 |
| 特定保育事業 | 週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業 | 1,269か所 (H21年度交付決定ベース) | 認可保育所の5.5% 1市区町村当たり0.71か所 |
| 病児・病後児保育事業 | (病児対応型)病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 (病後児対応型)病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 (体調不良児型)保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業 | 1,250箇所 (H21年度交付決定ベース) | 認可保育所利用児童1,632人当たり1か所 1市区町村当たり0.69か所 |
| 家庭的保育事業 | 保育に欠ける乳幼児について、保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの | 家庭的保育者数:223人 利用児童数:828人 (H21年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり家庭的保育者0.12人 |

注:市区町村の総数は1,800(平成21年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,048(文部科学省「平成21年度学校基本調査(確定値)」)。

多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



保育所(認可保育所)

(1) 概要

サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

実施状況

- ・実施箇所数: 23,068箇所(H22.4現在) (H21 22,925箇所)
- ・利用児童数: 約208万人(H22.4現在) (H21 約204万人)

(2) サービス提供・給付責任

市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。

(ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)

入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(「安心こども基金」)

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人(株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》定員90名の保育所を整備する場合の例 1施設当たり8000万円(事業費ベース1億6000万円)

《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当(交付要綱の規定に基づく嵩上げ 国2/3相当、市町村1/12相当、設置者1/4相当)

(公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

(4) 事業開始規制等

市町村が実施する場合

…都道府県知事に対する届出

民間主体が実施する場合(主体制限はなし)

…都道府県知事の認可

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断

- ・ 市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
- ・ 具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。

サービス利用の流れ

- ・ 保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。
(市町村と保育所の間は委託関係)

利用料

各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人

施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

《0・1歳児》 乳児室(1.65㎡以上/人)・ほふく室(3.3㎡以上/人)・医務室・調理室・便所

《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98㎡以上/人)・屋外遊戯場(3.3㎡以上/人)・調理室・便所

その他

- ・ 「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。

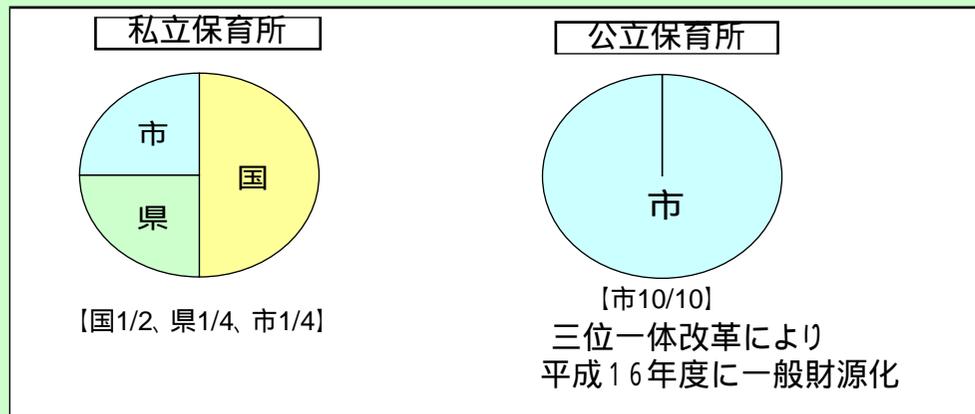
(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。
(利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



費用額

費用額(全体): 約1兆8500億円

公費負担総額: 約1兆600億円 (H22予算ベース(公立分は推計による)) 残余(7900億円)は利用者負担

(8) その他

平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。

認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

保育所待機児童の解消について

平成22年4月1日現在の待機児童数は2万6,275人(3年続けて増加)

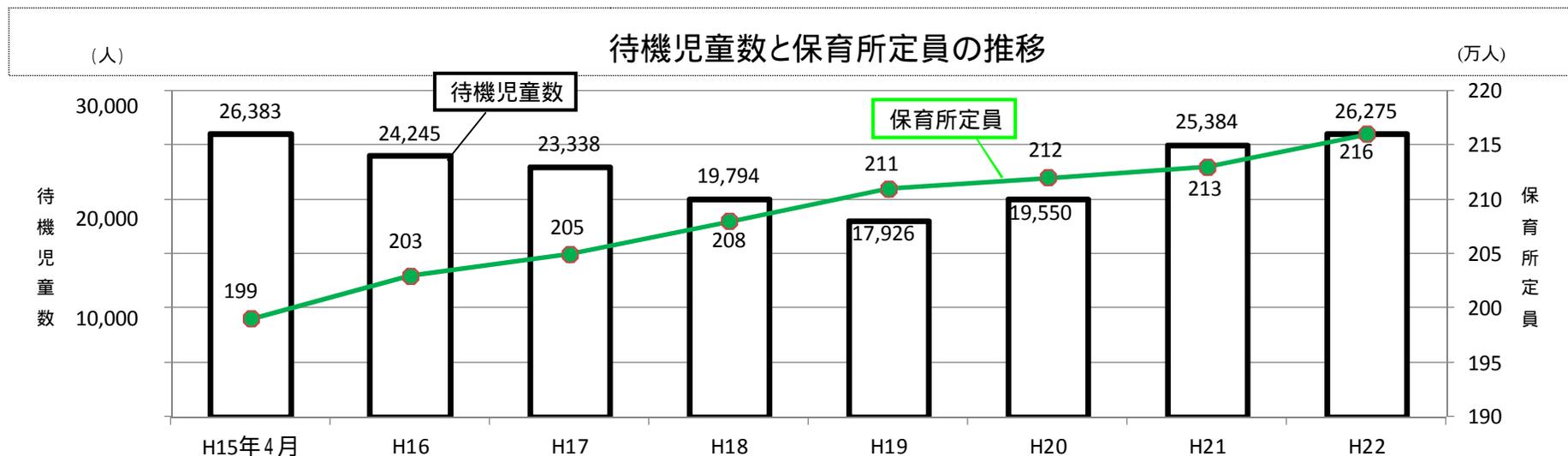
待機児童が多い地域の固定化

・待機児童50人以上の特定市区町村(101市区町村)で待機児童総数の約83%を占める

低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82%

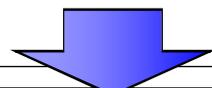
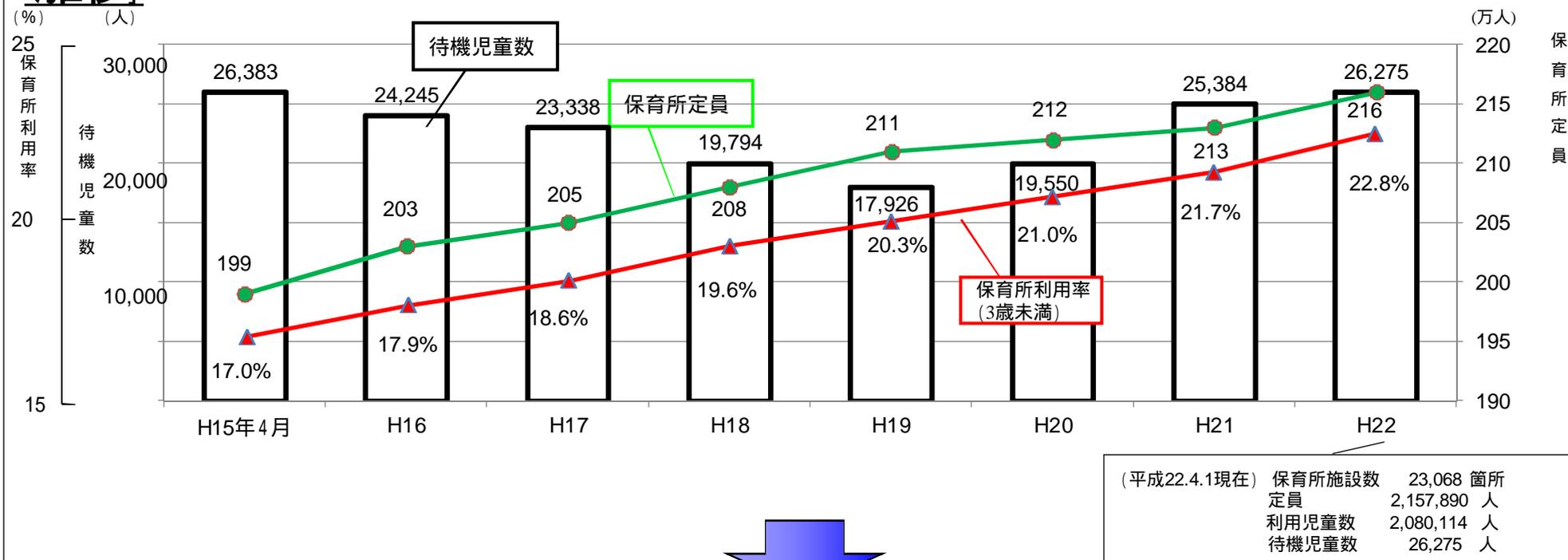
子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を策定するとともに、安心こども基金による保育所整備等を推進している。

さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進などを進める。



保育所利用状況等について

〔推移〕



〔取組〕 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づく保育サービスの拡充

子育て支援の総合的な対策として、「子ども・子育てビジョン」では、待機児童の解消に向け、潜在的な保育ニーズにも対応した保育サービスの拡充を図ることとし、保育サービスの利用定員を毎年5万人増やすこととしている。

また、待機児童の8割を占める3歳未満児の保育サービスの利用割合について、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案して、平成26年度までに35%とする。

【目標:平成26年度】 保育サービスの利用定員 241万人 (3歳未満時の利用割合 35%)

安心こども基金2,700億円(文部科学省分を含む)による地方公共団体の取組の推進

・保育所の緊急整備 ・多様な保育ニーズへの効果的・効率的な対応 ・保育の質の向上のための研修の実施 等

「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討中

家庭的保育事業

(1) 概要

サービス・給付内容

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)が保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳児未満児を保育するもの。

実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:223人 (H21年度交付決定ベース) (H20 107人)

《利用者数》 利用児童数828人 (H21年度交付決定ベース) H22年度予算で利用児童数を10,000人へ拡大 (H20 420人)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断)
(前回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

前回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。
(前回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

サービス利用の流れ / 利用料

特に定められていない。(各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下(補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下)

なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》家庭的保育者:52,400円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約455万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:約170万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算の範囲内で補助する経費)

費用額

《費用額(全体)》 約147億円 (H22年度予算ベース)

《公費負担総額》 約83億円 (H22年度予算ベース) 残余は利用者負担



家庭的保育事業の体系

児童福祉法（抜粋）

家庭的保育事業の定義【法6の2】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

保育の実施【法24】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

事業の開始等【法34の14】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

実施基準（イメージ）

家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者

実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともにより2人以上で保育する場合は5人以下

保育内容：保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施（保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育等）

ガイドライン（イメージ）

家庭的保育事業の実施体制：家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

情報提供：家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

家庭的保育者：保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

市町村の体制整備：家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

研修：保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

認可外保育施設に関する現行制度

(認可外保育施設の類型)

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。

- (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
- (2) ベビーホテル(夜8時以降の保育、 宿泊を伴う保育、 利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
- (3) その他

こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)

また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。(児童福祉施設最低基準)

一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。

また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており()、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(認可外保育施設指導監督基準)

事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

| 項目 | 児童福祉施設最低基準(保育所) | 認可外保育施設指導監督基準 |
|--------------------|---|---|
| 職員 | <ul style="list-style-type: none"> 配置基準 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ | <ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要 |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 調理室、便所 | <ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所 |
| 非常災害に対する処置 | <ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 |
| 保育室等を2階以上に設ける場合の条件 | <ul style="list-style-type: none"> 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) 非常警報器具 カーテン等の防火処理 | <ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) 非常警報器具 カーテン等の防火処理 |
| 児童の処遇 | <ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> 必要な栄養量を含有 献立の作成 ○健康診断の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。 |

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設への対応の概要

〈1. 認可化へ向けた補助事業〉

認可化移行促進事業

(22年度予算額 13 百万円 23年度概算要求額 13 百万円)

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より、認可化移行の改修等にかかる環境改善事業は、保育環境改善等事業(22年度予算額 228 百万円の内数 23年度要求額 228 百万円の内数)へ統合。

認可外保育施設の衛生・安全対策

(22年度予算額 18 百万円 23年度概算要求額 19 百万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離。

保育所体験特別事業

(22年度予算額 229 百万円 23年度概算要求額 229 百万円)

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

保育従事者研修事業

(22年度予算額 33 百万円 23年度概算要求額 34 百万円)

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

〈2. 多様な保育ニーズに対応するための補助事業〉

一時預かり事業(地域密着型)

22年度予算額 36,100 百万円(次世 23年度概算要求額 33,300 百万円(次世代育成支援対策交付金)の内数)

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

休日・夜間保育事業

(22年度予算額 778 百万円 23年度概算要求額 836 百万円)

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、平成21年度より、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とする。

〈3. 急増する待機児童に対応するための補助事業〉【安心こども基金】

賃貸物件による保育所整備事業(保育所開設準備費)

(20年度第2次補正予算額 1,000 億円の内数(文部科学省分を含む。))

(21年度第1次補正予算額 1,500 億円の内数(文部科学省分を含む。))

(21年度第2次補正予算額 200 億円の内数【22年度までの3年間分】)

急増する待機児童に対応するため、児童福祉施設最低基準における保育所の認可基準を満たす認可外保育施設の開設に当たり、建物賃借料や改修費等を補助。

平成23年度概算要求において、保育所の整備等に必要経費については、「マニフェスト施策財源見合検討事項」として登録、予算編成過程において検討。

事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

| | 助成率等 | 助成限度額 | |
|----------|---|-------------------------|--|
| | | 1年目～5年目 | 6年目～10年目及び(1) |
| 設置費 | 2分の1 (中小企業:3分の2) | 2,300万円 | |
| 増築費 | 2分の1 | 増築 | 1,150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備 |
| | | 建替え | 2,300万円 (5人以上の定員増を伴う建替え) |
| 運営費 | (大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1 (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1 | 通常型 | 規模に応じ 最高 699万6千円 |
| | | 時間延長型 | 規模に応じ 最高 951万6千円 |
| | | 深夜延長型 | 規模に応じ 最高 1,014万6千円 |
| | | 体調不調児対応型 | 上記それぞれの型の運営に係る額 + 165万円 |
| | | | 規模に応じ 最高 466万4千円 |
| | | 規模に応じ 最高 634万4千円 | |
| | | 規模に応じ 最高 676万4千円 | |
| | | 上記それぞれの型の運営に係る額 + 110万円 | |
| 保育遊具等購入費 | 自己負担金10万円を控除した額 | 40万円 | |

- (1) 両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設設備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

病院内保育所事業に対する支援

子どもを持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対する支援を行う。

病院内保育所運営事業

平成23年度概算要求額 平成22年度予算額
2,031百万円 (2,059百万円)

医療機関における病院内保育所の運営費の一部（保育士の人件費等）を補助する。

本事業は、医療提供体制推進事業費補助金の一部の事業である。

（平成23年度概算要求のポイント）

新 ▶ 休日保育の実施加算を新設

▶ 24時間保育等の実施加算の補助単価の増額

（補助先）都道府県

間接補助先：病院・診療所（自治体立、公的立を除く）

（補助率）1/3 負担割合：国1/3、県1/3、事業者1/3

（補助基準単価）

□ 運営費

✓ 運営費 180,800円/月（保育士1人当たり）

□ 実施加算

✓ 24時間保育 20,080円 23,410円/日

✓ 病児等保育 193,070円 187,560円/月

✓ 緊急一時保育 20,080円 20,730円/日

✓ 児童保育 10,930円 10,680円/日

新 ✓ 休日保育 11,630円/日

病院内保育所施設整備事業

平成23年度概算要求額 平成22年度予算額
医療提供体制施設整備交付金 4,501百万円の内数 (8,874百万円)

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助する。

本事業は、医療提供体制施設整備交付金の一部の事業である。

（交付先）都道府県 交付対象施設：病院・診療所（自治体立を除く）（調整率）0.33

（基準面積）5m²×収容定員（30人を限度）

（基準単価）148,300円/m² 基準単価は、地域や建物の構造によって異なるため1例である。

（参考）院内保育を実施している病院数 3,031か所（平成20年医療施設調査・病院報告）

介護関連施設等における施設内保育施設の整備について

施設内保育施設整備事業

特別養護老人ホーム等の介護関連施設等で雇用される職員が利用する施設内保育施設を設置し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図ることを目的とする。

1 交付対象事業

介護関連施設等(1)において雇用される介護職員等のため、施設内保育施設を設置する事業

- 1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護サービスを提供する施設等。
- 2 設備基準については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号 雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「認可外保育施設指導監督基準」によるものとする。

2 整備費交付単価

ハード交付金 10,000千円
ソフト交付金 3,000千円

3 対象経費

施設内保育施設の設置に係る費用、事業立上げの初年度に必要となる設備整備 等

4 財産処分

施設内保育施設の設置にあたり施設等の一部(会議室や食堂等)の改修による場合、過去に補助金等の交付を受けていれば財産処分(転用)の手続きが必要となるが、この場合の手続きについては簡素化済み。

事業所内保育施設・院内保育所の事業の状況

地域の子どもの受入の有無

| | 地域の子どもを受け入れている | 地域の子どもを受け入れていない |
|----------|----------------|-----------------|
| 事業所内保育施設 | 14.1% | 85.9% |
| 院内保育施設 | 7.9% | 92.1% |

最低基準到達状況

| | 認可外保育施設だが認可保育所の最低基準は満たしている | 認可外保育施設であり、認可保育所の最低基準は満たしていない |
|----------|----------------------------|-------------------------------|
| 事業所内保育施設 | 44.1% | 55.9% |
| 院内保育施設 | 43.4% | 56.6% |

最低基準に満たない要素

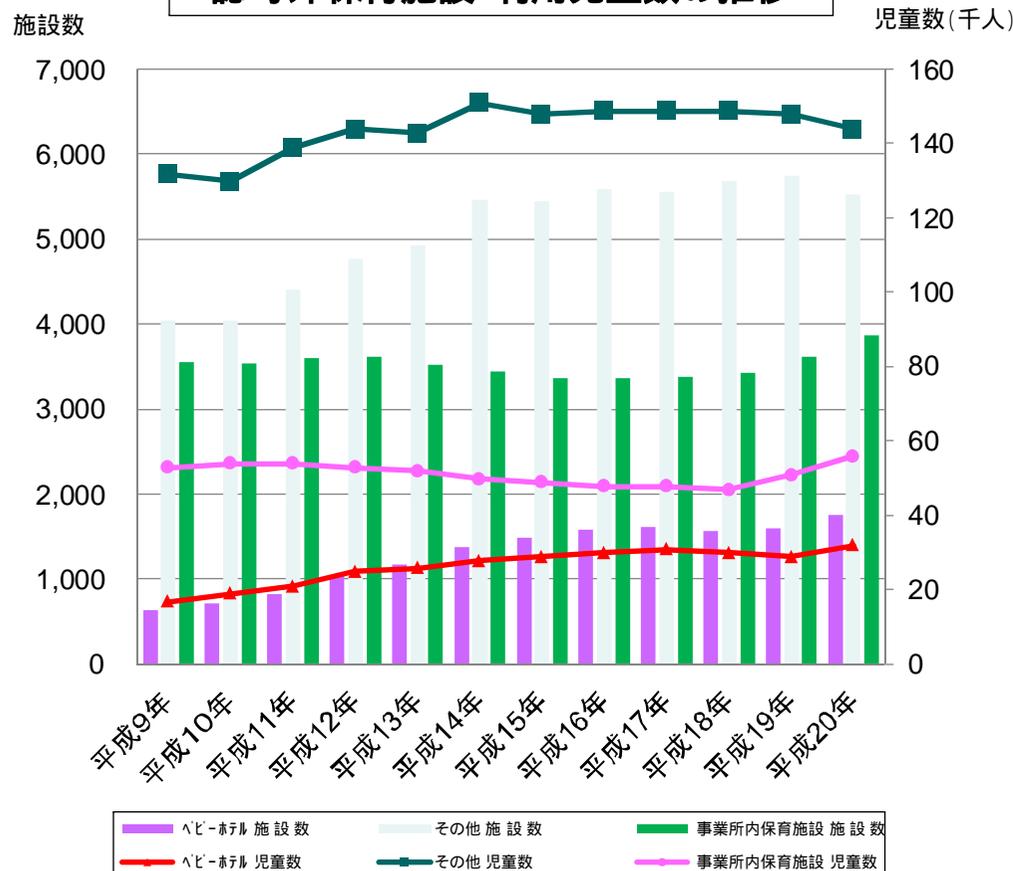
| | 職員の人数 | 職員の資格 | 面積基準 | 給食室の設置 | その他の設備の設置 |
|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|
| 事業所内保育施設 | 19.5% | 7.5% | 21.8% | 56.0% | 54.5% |
| 院内保育施設 | 12.0% | 6.0% | 36.4% | 55.4% | 49.5% |

認可外保育施設数・利用児童数の推移

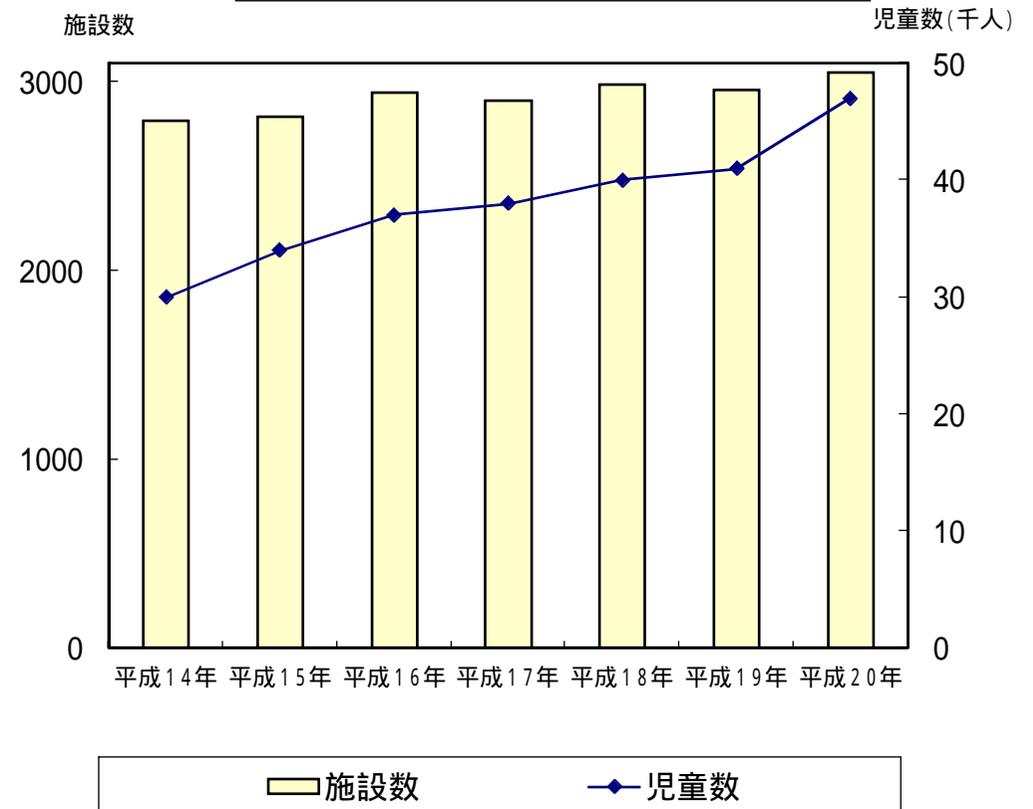
認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。

利用児童数の近年の推移をみると、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室等」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



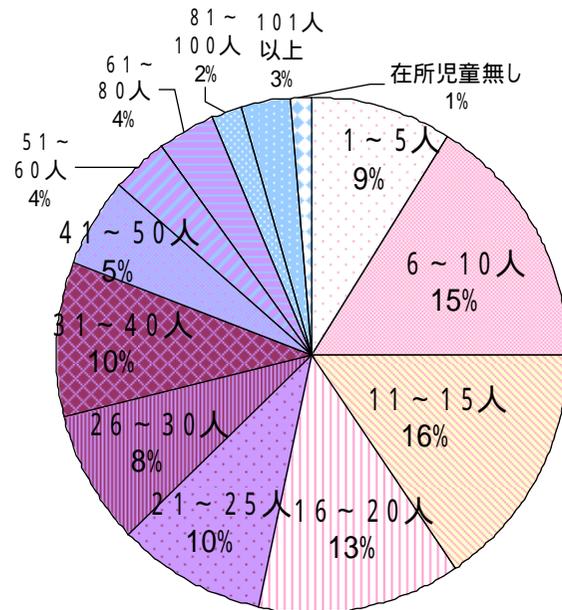
うち自治体単独保育室等の推移



認可外保育施設の規模

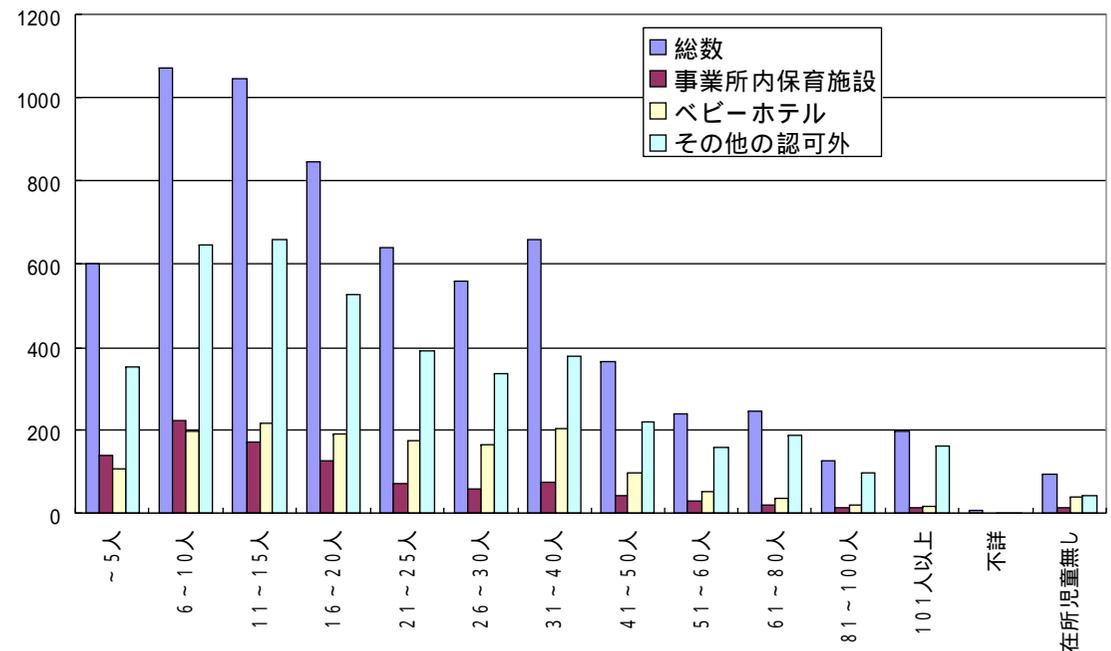
認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



認可外保育施設の
在所児童数規模別の分布

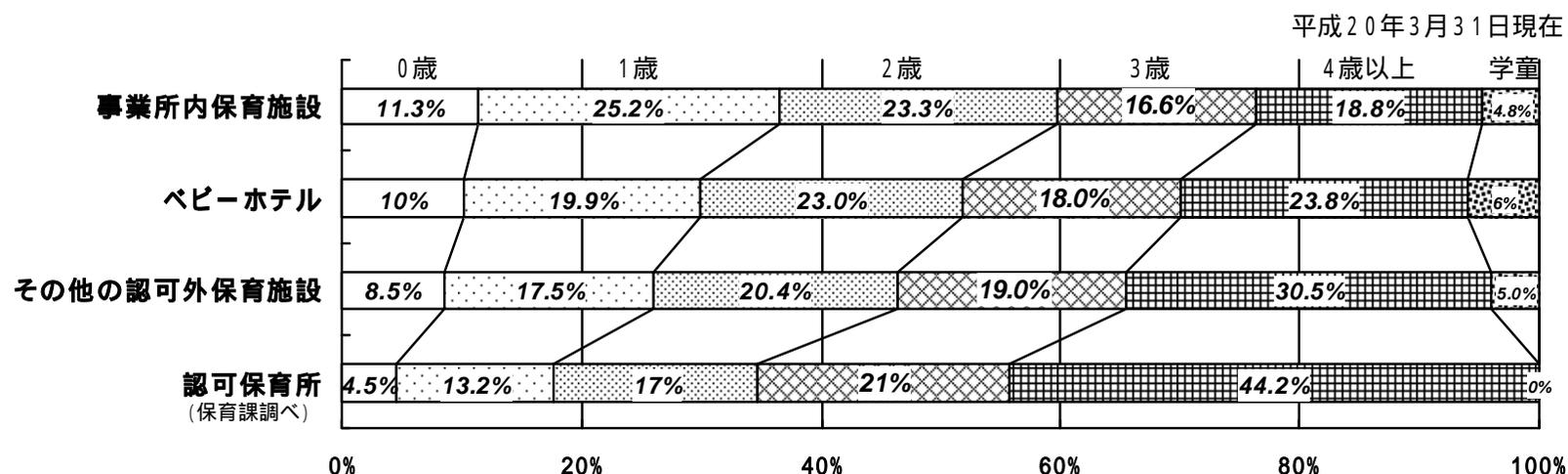
(施設数)



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

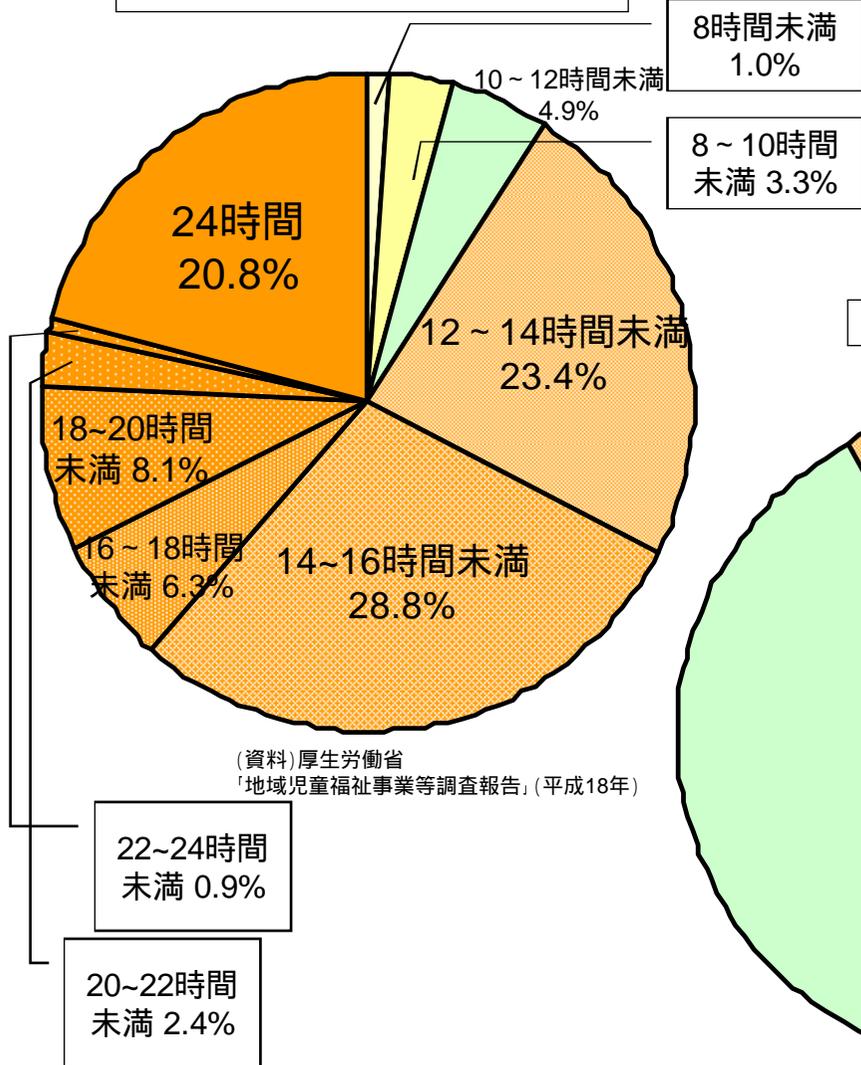
各年10月1日現在

| | 総数 | | | 事業所内保育施設 | | | ベビーホテル | | | その他の認可外保育施設 | | |
|------|-------|-------|-----|----------|-------|------|--------|-------|-----|-------------|-------|-----|
| | 平成18年 | 平成15年 | 増減 | 平成18年 | 平成15年 | 増減 | 平成18年 | 平成15年 | 増減 | 平成18年 | 平成15年 | 増減 |
| 総数 | 100.0 | 100.0 | ... | 100.0 | 100.0 | ... | 100.0 | 100.0 | ... | 100.0 | 100.0 | ... |
| 個人 | 56.3 | 58.1 | 1.7 | 22.7 | 4.0 | 18.8 | 46.4 | 53.9 | 7.5 | 68.1 | 71.3 | 3.2 |
| 会社 | 26.1 | 23.5 | 2.5 | 40.2 | 51.1 | 10.9 | 45.8 | 37.3 | 8.5 | 15.4 | 13.0 | 2.4 |
| 任意団体 | 3.7 | 5.4 | 1.7 | 2.3 | 2.5 | 0.2 | 1.6 | 2.9 | 1.3 | 4.8 | 6.8 | 2.0 |
| その他 | 13.9 | 13.1 | 0.9 | 34.8 | 42.5 | 7.7 | 6.2 | 5.8 | 0.4 | 11.7 | 8.9 | 2.8 |

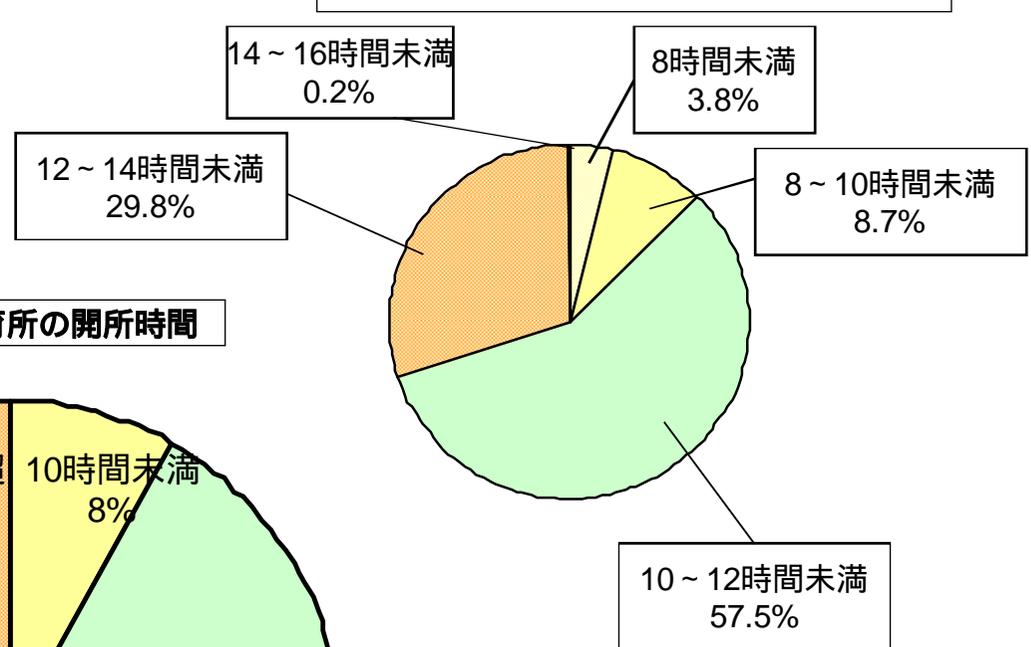
認可外保育施設の開所時間

開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

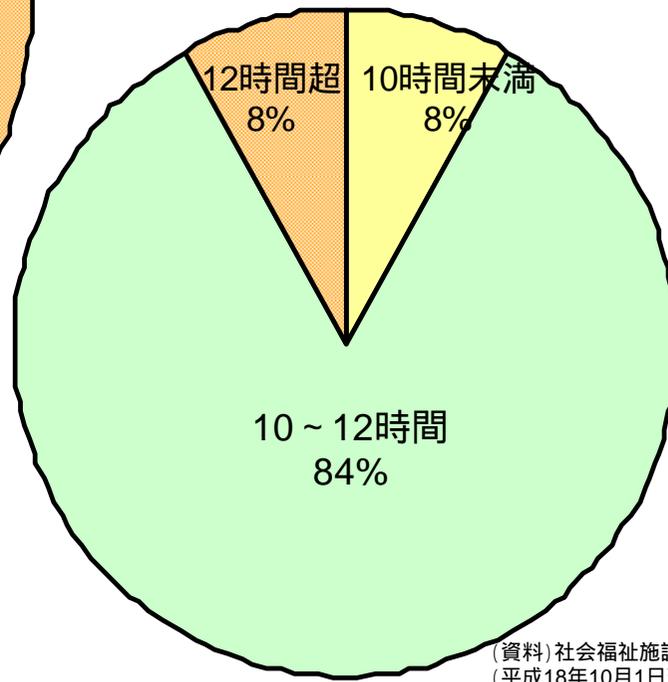
ベビーホテルの平日の開所時間



その他認可外保育施設の平日の開所時間



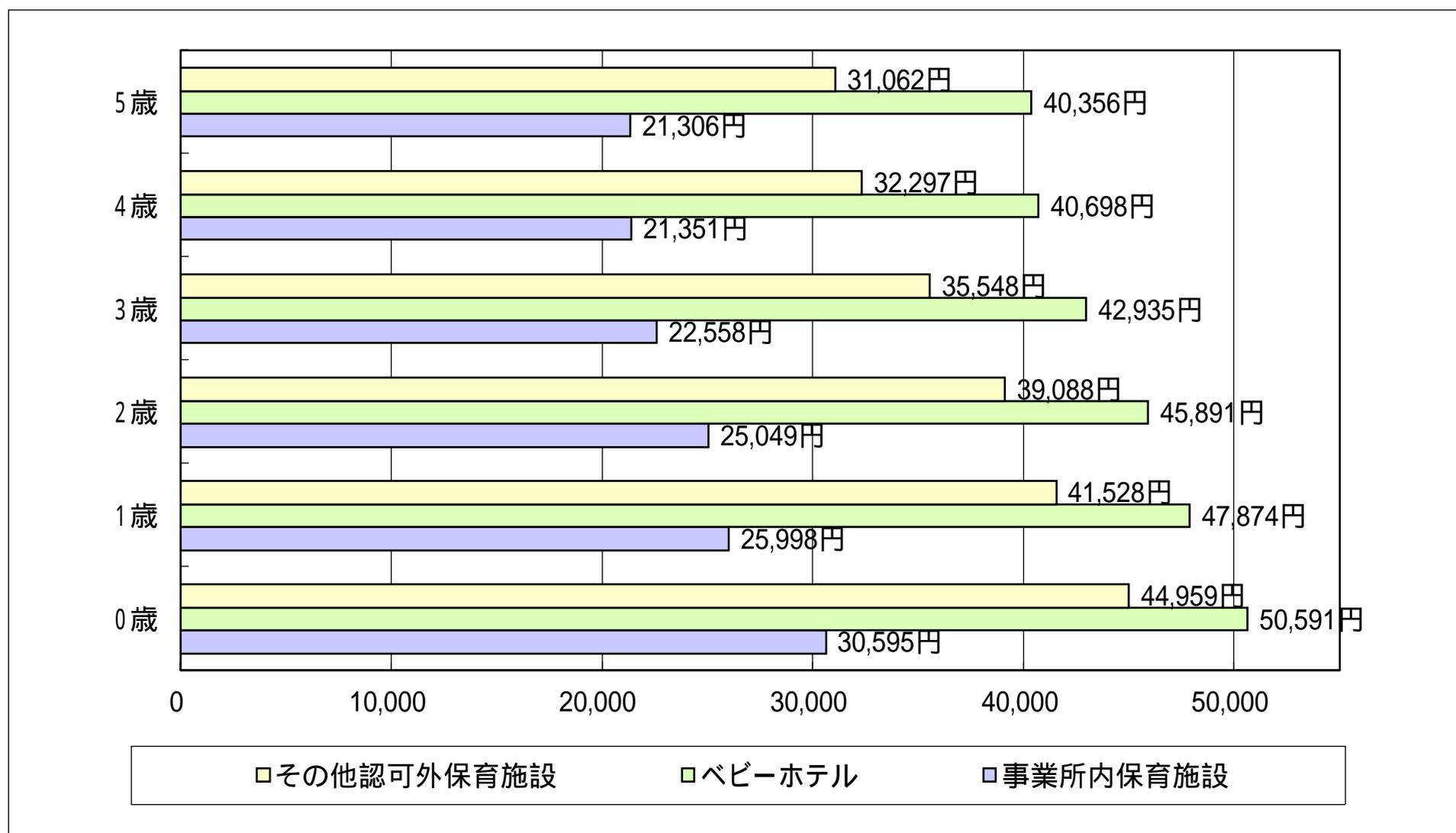
認可保育所の開所時間



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

認可外保育施設の利用料

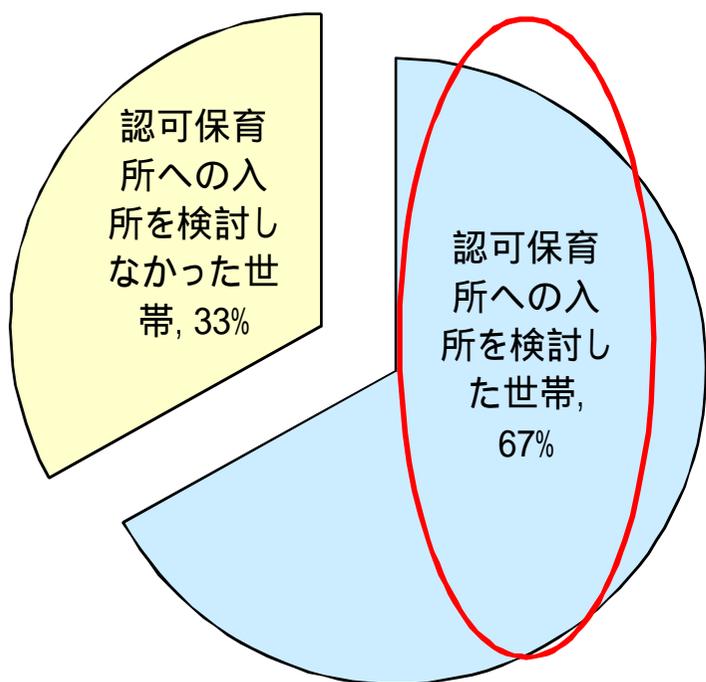
認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



認可外保育施設の利用者の選択の現状 (認可保育所を検討した者)

認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所を検討した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが5割以上を占める(複数回答)。

認可外保育施設の入所に際して
認可保育所を検討したか



認可保育所を検討した上で
認可外保育施設の入所に至った理由

